

別表第1（第2条関連）

補助対象事業の要件

1 地域博覧会開催支援事業

アからオまでの全ての要件を満たすこと。

ア 事業実施主体としての体制が整っていること。

<審査事項>

運営体制

(ア) 広域観光組織が主体となった運営体制

(イ) 実施主体の熟度

イ 事業のサポート体制が整っていること。

<審査事項>

(ア) 市町村との連携

事業実施についての市町村のコンセンサス

(イ) 地域との連携

事業実施についての地域との連携体制

ウ 事業計画全体の内容が適切なものであること。

<審査事項>

(ア) 事業の適正性

法律及び公序良俗等の見地からの事業の適正性が確保されていること。

(イ) 将来性や成長の可能性

a 広域観光を自律的に推進する体制の整備が見込まれること。

b 博覧会終了後も広域観光の推進が継続されること。

エ 具体的な事業計画となっていること。

<審査事項>

(ア) 目標の設定

具体的かつ実現可能な誘客等の目標の設定

(イ) ターゲット

誘客対象の明確性

オ 補助事業としての内容が適切なものであること。

<審査事項>

(ア) 経費配分

a 事業の経費配分の適正性

b 不要な経費の有無

(イ) 費用対効果

a 入込客数の増加や宿泊、飲食等地域内での消費拡大が見込まれること。

b 観光地としての知名度向上が見込まれること。

2 広域観光推進事業

(1) 組織体制について

アからエまでの全ての要件を満たすこと。

ア 事業実施主体としての体制が整っていること。

<審査事項>

運営体制

(ア) 実施主体（責任主体）の明確性

責任の所在（役職等）が明確になっていること。

(イ) 事業の体制（予算、人員体制等）

事業に係る予算が確保されていること。

組織内の役割分担や関係市町村との連携体制が明確になっていること。

(ウ) P D C Aサイクルの構築

組織内でP D C Aの確認体制が確立されていること。

イ 目的が明確であること。

<審査事項>

事業を実施する目的が明確であること。

ウ 目標値（K P I）が設定されており、それに対する実績の分析ができていること。

<審査事項>

(ア) 目標の明確性

広域観光振興計画等の中長期の取組目標が明確であり、各年度のK P Iが設定されていること。

(イ) 達成状況の把握

目標に対する実績の把握ができており、達成状況に対する分析ができていること。

エ 課題と対応策が明確であること。

<審査事項>

(ア) 課題の把握

取組についての課題が分析できていること。

(イ) 対策の具体性

課題解決に向けた具体的な対策が示されていること。

(2) 当年度の事業計画について

アからエまでの全ての要件を満たすこと。

ア 事業計画全体の内容が適切なものであること。

<審査事項>

(ア) 事業の適正性

法律及び公序良俗の見地からの事業の適正性が確保されていること。

イ 事業内容が明確であること。

<審査事項>

(ア) 事業の内容の具体性
事業の内容が具体的であること。

(イ) 目標に対する妥当性
当年度の目標達成に寄与する取組であること。

ウ 地域性が考慮されていること

<審査事項>

(ア) 地域の実態とのマッチング
地域の実態に即した事業内容となっていること。

(イ) 地域との連携
地域内の市町村、観光協会、事業者との連携がとれていること。

エ 広域観光組織が担うべき5つの機能の強化または発揮のための取組がなされていること。

<審査事項>

(ア) 企画・統括機能
企画・統括機能の強化又は発揮のための取組がなされていること。
(広域観光振興計画や戦略の策定、総合窓口の整備(ワンストップ化)、マーケティング調査、県や市町村等との連携、観光クラスターづくりの推進等)

(イ) 情報発信機能
情報発信機能の強化又は発揮のための取組がなされていること。
(プロモーション活動、広域観光パンフレットの作成、広域のホームページの設置、SNSによる情報発信等)

(ウ) 旅行商品造成・販売機能
旅行商品の造成・販売機能の強化又は発揮のための取組がなされていること。
(旅行商品の造成・磨き上げ、旅行会社への販売、(標準書式)旅行商品カルテの作成等)

(エ) 観光人材育成機能
観光人材育成機能の強化又は発揮のための取組がなされていること。
(観光事業者やガイド等の人材育成等)

(オ) 広域観光ブランディング機能(「ステージA」のみ)
広域観光ブランディング機能の強化または発揮のための取組がなされていること。
(法人化、旅行業の登録、観光資源や食・土産等のブランド化等)